

電気通信事業法 第33条第2項及び第7項に基づく第1種指定電気通信設備との接続に関する契約約款の一部改正

旧		新	
第3条 この約款においては、次表の左欄の用語はそれぞれ右欄の意味で使用します。		第3条 この約款においては、次表の左欄の用語はそれぞれ右欄の意味で使用します。	
区分	内容	区分	内容
1～70 (略)	(略)	1～70 (略)	(略)
		70-2 ハーフダクト方式	1条の管路内にケーブル保護用可とう管を2条敷設し各々のケーブル保護用可とう管に1条のケーブルを敷設することによって1条の管路に2条のケーブルを収容することを可能とする方式又は既に1条のケーブルが収容されている管路内にケーブル保護用可とう管を新たに敷設しその中に1条のケーブルを敷設することによって1条の管路に2条のケーブルを収容する方式
71～110 (略)	(略)	71～110 (略)	(略)
料金表 第3表 預かり保守契約等に基づく負担額 第2 とう道又は管路に係る負担額 1 適用		料金表 第3表 預かり保守契約等に基づく負担額 第2 とう道又は管路に係る負担額 1 適用	
区分	内容	区分	内容
(1) 負担額の算定	ア～イ (略) ウ イにかかわらず、ハーフダクト方式(1条の管路内にケーブル保護用可とう管を2条敷設し各々のケーブル保護用可とう管に1条のケーブルを敷設することによって1条の管路に2条のケーブルを収容することを可能とする方式をいいます。)を適用してケーブルの収容を行っている管路については、通常管路料金に2分の1を乗じて得た額に相当する額を適用します。 エ (略)	(1) 負担額の算定	ア～イ (略) ウ イにかかわらず、ハーフダクト方式を適用してケーブルの収容を行っている管路については、通常管路料金に2分の1を乗じて得た額に相当する額を適用します。 エ (略)
(2) (略)	(略)	(2) (略)	(略)
		附 則 (平成23年7月7日西相制第35号) <u>この改正規定は、平成23年7月7日から実施します。</u>	